

職員の懲戒処分の公表について

本学の職員に対し、高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、下記2件の事案について、令和3年12月6日付けで懲戒処分を行いましたので公表します。

記

【事案1】

1 被処分者

副学長 経済・マネジメント学群 教授 那須 清吾

2 処分内容

減給（平均賃金の1日分の半額）

3 事案の概要

被処分者は、令和2年度に担当した科目のうち1科目の成績付与にあたり、不合格とした学生のうちの2名について、再試験等を行うことで合格水準に達すると見込み、合格とする成績変更手続きを行った。その結果、教育研究審議会では、事実と異なる成績情報を含む資料によって卒業判定が審議され、承認された。

本学が成績評価の厳格化に取り組む中での、被処分者の行為は、高知県公立大学法人職員就業規則第34条第1号及び第2号に該当する。

なお、当該2名の学生の成績は、再試験等を行った結果、卒業判定翌日までに合格水準に到達したことが認められており、令和2年度末での単位の質は保証されている。

【事案2】

1 被処分者

経済・マネジメント学群 教員

2 処分の内容

戒告

3 事案概要

被処分者は、令和2年度に担当した科目のうちの1科目における単位認定試験の採点において、その一部を採点資格のない学外者に行わせた。

また、当該試験の答案用紙を高知県公立大学法人公文書管理規程に規定する公文書保存期間満了前に廃棄処分した。これより、本件に係る調査に大きな支障を生じさせた。

被処分者の行為は、高知県公立大学法人職員就業規則第34条第1号及び第2号に該当する。

【特記事項】

- 1 事案1は、高知県公立大学法人懲戒処分及び公表の基準では、個人が識別されない内容として公表する事案であるが、被処分者の職責の重さを考え、氏名を公表することとした。
- 2 事案2は、同基準では公表対象外の事案であるが、事案1と同様の成績評価に関する事案であることを考慮して、個人が識別されない形で公表することとした。
- 3 学長は、自らの報酬を自主返納（報酬の10分の1を1ヶ月）することとした。

<学長コメント>

本学の教員がこのような事態を引き起こしたことは、極めて遺憾です。本学における成績評価の厳格化の方針を全学的に徹底し、成績評価の期限・手続きの厳守や学生の履修状況に応じた適切な指導を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

今後、常に大学の規律を正し、「人が育つ大学」を目指す本学の教育システムを、入学から卒業まで一貫したより良いものにするための努力をたゆまずに続け、社会に貢献する人材を輩出してまいります。

高知工科大学
学長 磯部 雅彦

<副学長コメント>

今回の事案では、就職の決まっていた学生の将来をおもんばかりあまり、時間に追われる中で大学のルールに違反し、誠に申し訳なく、大いに反省しております。また、その責任を重く受け止め、副学長の職を辞する決意をしました。

今回のことを教訓とし、ルール厳守を徹底しつつ、学生に対する深い愛情、温かみを持って、本学の教育のため邁進してまいります。

高知工科大学
副学長 那須 清吾

<上記、副学長コメントを受けて>

那須副学長が副学長職を辞する決意をされたことは断腸の思いです。これまで、学生を思いやり、全力を挙げて教育に従事されたことに感謝するとともに、今後も大学の発展のために尽力くださることを強く願っています。

高知工科大学
学長 磯部 雅彦
